特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	地域支援事業の実施について（平成18年６月９日老発〇六〇九〇〇一厚生労働省老健局長通知）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	地域支援事業実施要綱では、介護機器貸与や介護予防ポイントについては、明確に規定されていない。
特例措置の内容	・介護保険給付の対象となっていない介護機器について、一定の条件を満たせば、地域支援事業（任意事業）を活用して福祉用具の貸与等が実施できること。 ・高齢者が、①民間事業者等が行う健康づくりに資する事業又は②介護予防事業の担い手としての地域活動に積極的に取り組んでいることを評価してポイントを付与し、貯まったポイント数に応じて換金等ができる事業を地域支援事業（介護予防事業）で実施できること。
同意の要件	本事業は以下の要件で実施することにより、総合特別区域内において実施される新規性のある事業であることを確認した上で同意する。 【共通事項】 ・介護機器貸与モデル事業と介護予防ポイント事業を総合的に実施し、生活支援を充実させ高齢者の自立支援につなげること。 ・介護機器貸与実績や介護予防ポイント利用効果等の実績データ等を蓄積し、国に実績データ等の情報を提供すること。 【介護機器貸与モデル事業】 　将来的に介護保険給付の対象となることを目指して指定地方公共団体においてその責任でモデル事業として介護機器の貸与事業を実施するものであり、具体的には以下の要件を満たすこと。 ・貸与事業の対象とする介護機器は、①現行制度において「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」に該当する機器ではないこと、②国が示す「介護保険制度における福祉用具の範囲」（※）の要件を全て満たすこと。 ・貸与事業の対象の介護機器の効果については指定自治体においてデータ等を収集し、分析した上で国に報告すること。 ・貸与事業に係る利用者の負担は、介護保険給付の対象となる福祉用具貸与と同じとすること。 ※「介護保険制度における福祉用具の範囲」 １　要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの ２　要介護者等でない者も使用する一般の生活用品ではなく、介護のために新たな価値付けを有するもの（例えば、平ベッド等は対象外） ３　治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活で使用するもの（例えば、吸入器、吸引器等は対象外） ４　在宅で使用するもの（例えば、特殊浴槽等は対象外） ５　起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの（例えば、義手義足、眼鏡等は対象外） ６　ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより、利用促進が図られるもの（一般的に低い価格のものは対象外） ７　取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの（例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外）
	【介護予防ポイント事業】 介護予防を充実し、高齢者の自立支援を実現し、高齢者が事業の担い手になることを目指して、介護予防ポイント事業を実施するものであり、具体的には以下の要件を満たすこと。 ・65歳以上の第１号被保険者で、次のいずれかに該当する者を対象に介護予防事業を実施すること。 ①　要介護（支援）認定を受けていたが、状態の改善により「非該当」となった者 ②　介護予防事業の担い手として活動していると指定地方公共団体が認める者 ・アンケート調査や利用実績・利用者の状態像の変化等のデータ等を収集し、分析した上で国に報告すること。 ・上記対象者については、１年間の事業の結果やその効果等を踏まえ、それ以降の利用期限の導入要否を検討すること。 ・事業を実施する事業者にはデータの収集等積極的な協力を求めること。 ・事業実績を検証して、事業者に対して拠出を求めること等も検討すること。 ・介護予防事業の充実に努めていること。
特例措置に伴い必要となる手続	手続き等については、厚生労働省が別に定める事務連絡等を踏まえ、指定地方公共団体が定めること。

別表３を次のように改める。

別表３　全国において実施することとされた規制改革

注）　「市町村」には、特別区を含む。

事　項　名	規制改革の実施内容	規制改革を実施する法令等	実施時期	所管省庁
関税暫定措置法第４条（航空機部分品等の免税）の手続の簡素化	①　自治体が要望している「現行免税手続の簡素化」のうち、「減免税物品に関する帳簿」の省略については、関税暫定措置法基本通達に定める様式（Ｐ―1000）にかかわらず、関税暫定措置法施行令で求めている事項が記載された社内帳簿等の利用を可能とする。 ②　また、輸入後に税関が行う事後確認の簡略化については、過去の確認実績に応じて柔軟に実施することとする（①の基本通達改正にあわせ、運用面の措置を行う）。 　上記①②の措置については、航空機製造業の重要性に鑑みた本免税制度の趣旨を踏まえ、全国で実施する。	関税暫定措置法基本通達４－４等	平成24年７月１日施行（措置済）	財務省
港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和	関税法基本通達20―５を改正し、積荷の準備等の都合により入港しようとする開港に近接する不開港においてバース待ちをする必要がある場合（当該開港の港域が狭隘であることにより当該不開港においてバース待ちをすることがやむを得ないと認められる場合に限る。）には、不開港出入の許可を不要とすることを明示する。	関税法基本通達20―５（平成24年６月29日財関第685号）	平成24年７月１日施行（措置済）	財務省